

おもてなし花壇設置事業 業務委託仕様書

1 業務の目的

愛知県は1962年以降63年連続して日本一の花の生産を誇り、多様で高品質な花を生産する「花の王国」である。しかし、県庁所在地の名古屋市における1世帯あたりの園芸用植物に対する支出金額は全国で25位（2025年総務省家計調査）と低迷したままであり、花の活用促進を図る必要がある。

近年では花きのホームユース需要が拡大するとともに、ニュース等で県庁玄関前がメディア等で放映される機会が増加している。

本県では、こうした社会変化を好機と捉え、「あいちの花」のブランド力向上と需要拡大を図るため、愛知県庁本庁舎の玄関前に「あいちの花」を使用した「おもてなし花壇」を設置し、県内外の幅広い消費者へ向けてあいちの花をPRする。

本業務では「おもてなし花壇」の企画から設置（植替え）、維持管理、撤去までを一体的に委託し、円滑な花壇管理を図ることを目的とする。なお、植替えた当日から見映えのある花壇とするとともに、常に見頃の状態を維持することとする。

2 業務の内容

県庁本庁舎の正面玄関前にて、「あいちの花」を使用した「おもてなし花壇」の企画から調整、設置（植替え）、維持管理、撤去までを一体的に実施する。

なお、植替えは契約期間中に4回程度実施するとともに、適切な維持管理を行うことで、常に見頃の状態を維持することとする。

(1) 企画及び設置

ア 期間

契約締結日（2026年5月上旬予定）から2027年3月18日（木）まで

イ 場所

愛知県庁本庁舎の正面玄関前花壇（別添参考）

ウ 花壇面積等

(ア) A花壇

本庁舎の正面玄関前に位置する花壇を指す。「愛知県庁」の銘板が設置されている。

面積 15 m² : 5 m × 3 m（銘板を含む）

(イ) B花壇

A花壇の両隣に設置されている4基のプランターを指す。

面積 2 m² : 1.2 m × 0.4 m × 4基

(ウ) C花壇

B花壇のさらに両隣に位置する2か所の花壇を指す。

面積 88 m²

北側 44 m² : 14.5m × 3 m

南側 44 m² : 14.5m × 3 m

エ 内容

A・B花壇において、契約期間中に4回程度の設置（植替え）を実施する。花壇は設置日当日から見映えのあるものとし、初回は2026年5月29日（金）までに設置すること。

またC花壇においては、適切な花壇管理（補植や除草、メンテナンス等）を実施すること。

オ 企画

「あいちの花」のブランド力向上と需要拡大につながり、県民（企業等を含む）のモデルとなる立体的で高いデザイン性を有する花壇を企画すること。

カ その他

- (ア) 使用する花は原則として愛知県産を使用すること。
- (イ) A・B花壇に設置してある「花の王国あいち」シンボルマークが隠れないような花壇管理を行うこと。
- (ウ) デザインや企画等は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。

(2) 維持管理

ア 内容

契約期間中は、AからCの全ての花壇について、常に見頃の状態を維持できるように、定期的に適切な維持管理（補植や除草、メンテナンス等）を実施すること。

イ その他

- (ア) 花壇には灌水装置が設置してあるため、破損した場合は修繕すること。
- (イ) 病気等により欠株が生じた場合、当初植えた鉢数の2割を上限として、速やかに補植を実施すること。
- (ウ) 病害虫の発生予防のために薬剤を使用する場合、別添「県有施設における農薬・殺虫剤等薬剤適正使用ガイドライン」を遵守し、適切に対応すること。
- (エ) その他花壇に不具合が生じた場合は、解決に向けて迅速かつ誠意ある対応をすること。

(3) 撤去

撤去や廃棄物の処理は、受託者が適切に行うこと。

(4) その他

- (ア) 花壇のデザインや使用する花、スケジュール、施工方法等について、県と事前に十分な打合せを行うこと。特に使用する花については、県の担当者から別途指

定する場合があります。なお、実施にあたっては、県有物品に損傷を及ぼさないようにすること。

- (イ) おもてなし花壇を活用し、その他「あいちの花」のブランド力向上と需要拡大につながる取組を取り入れることが望ましい。取組内容については、県民へのPR 効果や花材の有効活用等の観点を踏まえ、受託者からの企画提案によるものとし、具体的な実施方法等については県と協議の上、決定するものとする。
- (ウ) 県が主催する小中学校教員向けの花壇講習会に協力すること（7月下旬から8月上旬を予定）。

3 業務委託の対象経費等

業務委託の対象経費は、下表を参考とすること。

経費項目		備考
設置費	花材費	設置に使用する花の費用 ※原則として愛知県産を使用すること
	資材費	用土や土壌改良資材、肥料費、農薬費等
	人件費	設置に要する人件費（旅費を含む）
	運搬費	花や資材等の運搬費
	撤去費	花の撤去や廃棄物処理費等
メンテナンス費	花材費	メンテナンスに使用する花の費用 ※常に見頃の状態を維持するために補植に使用する花 ※原則として愛知県産を使用すること
	資材費	用土や土壌改良資材、肥料費、農薬費等
	人件費	メンテナンスに要する人件費（旅費を含む）
	運搬費	花や資材等の運搬費
	撤去費	花の撤去や廃棄物処理費等
	修繕費	花壇に不具合が生じた場合の修繕費
その他	企画費	花壇のデザイン等の企画費
	事務費	調整、源泉、保険、事務経費等

4 完了報告書の提出

(1) 提出書類

業務委託完了報告書（A4判）

(2) 提出期限

2027年3月18日（木）午後5時（必着）

(3) 提出方法

電子データはメール等で提出すること。ただし、メールサイズが14MBを越える場合は、複数回に分けての送信や大容量メール便等により送付すること。

(5) 提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県農業水産局農政部園芸農産課花きグループ
担 当 宮崎、片山
電 話 052-954-6419 (ダイヤル)
メール engei@pref.aichi.lg.jp

(6) その他

- ア 完了報告書は、県と内容を検討の上、作成すること。
- イ 実施内容が分かるよう、記録写真を撮影しておくこと。

5 その他

- (1) 業務の実施に当たり、受託者は県と十分な打合せを行うとともに、作業の進捗状況を随時、県へ報告すること。
- (2) 受託者は、業務の遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、県と協議し、県の指示に従わなければならない。確認した事項は、原則として受託者がとりまとめ、県の承認を得てから、両者が一通ずつ保管することとする。
- (3) 受託者は、打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。
- (4) 本業務を円滑に実施するため、主たる担当者を配置すること。主たる担当者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこととし、変更する場合は県に事前に相談の上、報告すること。
- (5) 受託者は成果物について、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (6) 受託者が本業務で制作した成果物の著作権等は県に帰属するものとする。
- (7) 受託者は本業務に係る各種検査が行われる場合は協力すること。また、県は随時、業務の実施に立ち会うことができるものとする。
- (8) 作業員の事故防止に努めるとともに、過度の負担がかからないよう、健康面に配慮して実施すること。また、通行者等の第三者についても危害を及ぼさないように万全の措置を講じ、第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において措置をすること。
- (9) 業務の実施中、事故やクレームが発生した場合は速やかに県へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をすること。また、その対応や経過についても速やかに県へ報告すること。
- (10) 著しい経済情勢の変動、天災地変、感染症、本庁舎の屋根修繕工事の進捗等によ

り、業務の一部又はすべての履行が困難となった場合、県は受託者と協議のうえ、契約の変更を行うことができるものとする。

(11) 委託業務完了報告書、請求書については県が別途用意する様式を使用すること。